

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会(安対協)とは

安対協とは、1987年12月に起きた、塩素系製品と酸性タイプの^{※1}洗浄剤との混合で発生した塩素ガスが原因と思われる死亡事故をきっかけに、1988年1月に行政機関の指導のもと、関係する家庭用品業界が消費者安全の確保のために結成した協議会です

※1: 酸性タイプとは、家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規程において、塩素系の製品とまぜると、1.0ppm以上塩素ガスを発生するものについて、「酸性タイプ」と規定しています。

安対協の発足

1987年12月、徳島県海南町で、浴室を清掃する際に、酸性タイプの洗浄剤と塩素系製品を混ぜたために発生した塩素ガスが原因と思われる死亡事故が起きました。当時の経済産業省、厚生省は消費者安全の確保を最優先課題として家庭用品の業界7団体に対し、製品事故防止協議会の設置を強く求め、同協議会が1988年1月に発足しました。同協議会は、事故防止のための使用上の注意喚起をテレビCMや店頭、各地の消費者センターなどで展開しました。

また、製品の注意絵表示や使用方法を改訂し、1988年から製品表面ラベルに「まぜるな危険」を表示し、徹底的な宣伝活動を展開した結果、製品事故は減少し着実に消費者安全の成果が出てきています。

製品表示の自主基準を改定

2003年には、安対協が取り組んできたノウハウなどを集大成し、消費者の安全性のさらなる確保を目指して、改めて業界自主基準を制定しました。同時に、業界自主基準の対象範囲を家庭用として販売される業務用製品の一部製品にも広げています。

自主基準の具体的な内容について

まず「家庭用品品質表示法」の法令規則を遵守することを前提にして、消費者の安全性を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定しております。

I. 適用範囲

1. 『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に指定されている成分を含有する家庭用の洗浄剤
2. 『家庭用品品質表示法』に定める、酸性洗浄剤・アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤、塩素系漂白剤

II. 主要成分と表示

1. 塩素系スプレー製品の製品基準

ハンドスプレー(トリガー)により原液を対象物に直接噴き付けて使用す

ため、主要成分の上限値は次の通りです。

次亜塩素酸ナトリウム 3.0%

水酸化ナトリウム(水酸化カリウム) 1.0%

2. 塩素系漂白剤におけるアルカリ剤の表示

塩素系漂白剤は、アルカリ剤の成分名を表示

なお、含有率が1%以上の場合は、成分名(アルカリ剤)表示

この規制を行った理由:

「家庭用品品質表示法」では「漂白剤」はアルカリ剤の含有率が10.0%以下の場合、成分表示を義務付けられておりません。

しかし自主基準では消費者安全、情報開示の観点から明記する事にしました。

Ⅲ. 洗剤と漂白剤を訴求する場合の区分について

次亜塩素酸ナトリウムなどを主成分とする塩素系製品については、「カビ取り」の用途を訴求するものは、一律「洗剤」として規定し、「漂白」の用途を訴求及び併記しないこととしています。

この規制を行った理由:

漂白剤(塩素系)で「カビ取り」をすることの危険性を回避するため。

希釈して使用する漂白剤は製品原液の次亜塩素酸ナトリウムなど濃度が高いため、「カビ取り剤」と同じように使用した場合、身体等に付着して危険な場合があるからです。

※ 塩素系製品は使い方を間違えると危険な製品ですが、「漂白効果」、「カビ取り効果」においては消費者に有益であるため、それぞれの用途を限定した上で、正しい使い方を訴求、啓発していきたいと考えています。

Ⅳ. 警告表示

1. 絵表示とその表現用語

安対協では、消費者が安全かつ適正な使用を分りやすく判断できる独自の絵表示と表現用語を、総意工夫で短期結集して練り上げ作成いたしました。

※ これらが現在使用している絵表示と表現用語の原型となっており、消費者の方々はじめ流通関係の方々にも着実に定着し、製品安全性への確保の方法として成果を挙げてきています。

2. 警告表示内容

対象製品を限定して、表示を義務づけています。まず、危険回避に関しては、「目に入る事故」「誤って飲む・食べる事故」「皮膚に接触する事故」「吸入などによる事故」「予見される誤使用の事故」について、また、事故発生時の応急処置に関しては、「目に入る事故」「皮膚に接触する事故」「吸入などによる事故」について、表示表現を統一しています。

洗淨剤・漂白剤等安全対策協議会に加盟している関係業界団体<順不同>

日本家庭用洗淨剤工業会

家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会

日本石鹼洗剤工業会

日本石鹼洗剤工業組合

日本クレンザー工業会

日本食品洗淨剤衛生協会

業務用洗剤工業会

以上